

# 奈良市公報

第 3 4 3 号

(平成29年7月分)

平成29年10月17日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 規 則

- 奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則……………2

### 告 示

- 一般競争入札の実施（4件）……………2
- 公募型プロポーザルの実施……………3
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況……………3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………9
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………10
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………10
- 放置自転車等の処分……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 住居番号の設定……………11
- 一般競争入札の実施……………11
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 道路の位置指定……………12
- 開発行為に関する工事の完了……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 収納事務の委託……………12
- 公募型プロポーザルの実施……………12
- 一般競争入札の実施……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更……………13
- 一般競争入札の実施……………13
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………13

- 生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）……………14
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）……………14
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………15
- 市道路線の廃止……………15
- 放置自転車等の保管……………16
- 公有財産の売払い（2件）……………16
- 歴史的風致形成建造物の指定……………16
- 一般競争入札の実施……………17
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………17
- 一般競争入札の実施……………17
- 奈良市国民健康保険料督促状の公示送達……………17
- 放置自転車等の保管……………17
- 一般競争入札の実施（2件）……………18
- 放置自転車等の保管……………18
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）……………18
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………19
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………19
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………19
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………19
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………20
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………20
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………20
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………21
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………22
- 放置自転車等の保管……………23
- 放置自転車等の処分……………23
- 開発行為に関する工事の完了……………23

### 監 査

- 定期監査の実施……………23
- 地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結果……………26

### 公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………28
- 農業集落排水処理施設の供用の開始……………28
- 一般競争入札の実施（4件）……………28
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………29

○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………29

○一般競争入札の実施（2件）……………29

**消 防**

○消防法第17条違反に対する命令……………30

**教 育 委 員 会**

○奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則……………30

○定例教育委員会の開催……………31

○臨時教育委員会の開催……………31

**農 業 委 員 会**

○農地部会の招集……………31

○農業委員会臨時総会の招集……………31

○農業委員会長の選任……………31

○農業委員会副会長の選任……………32

**規 則**

奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月28日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第39号**

奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

（奈良市臨時職員に関する規則の一部改正）

第1条 奈良市臨時職員に関する規則（平成2年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表事務職の部中

保育教育士	8,400円
保育教育士	8,400円
保育補助者	8,000円

改める。

（奈良市パートタイム職員に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務職の部に次のように加える。

保育補助者	1,000
-------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成29年7月28日揭示済）

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月28日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第40号**

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務職の部中

保育教育士 特別支援教育支援員	1,070
保育教育士	1,070（午前7時から午前7時30分までの間に保育所等（奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）第1条の規定により設置された保育所及び奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）第1条の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）における勤務を開始した者の勤務開始からの最初の1時間又は午後6時30分から午後7時までの間に保育所等における勤務を終了した者の勤務終了までの最後の1時間）であっては、1,500）
特別支援教育支援員	1,070

改める。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

（平成29年7月28日揭示済）

**告 示**

**奈良市告示第452号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 嘱託登記業務委託（歌姫町地内・中部第67号線）
- (2) 業務場所 奈良市歌姫町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 14,500円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 8,700円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

### 奈良市告示第453号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その1) ほか11件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

### 奈良市告示第454号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

- 業務名 奥柳登美ヶ丘線事業認可図書作成業務委託
- 業務場所 奈良市学園南一丁目～三丁目地内
- 業務期間 契約の日から平成29年12月28日まで
- 業務概要 委託延長L=0.4km  
設計業務 道路予備設計(B)一式  
擁壁・補強土予備設計一式  
測量業務 路線測量一式
- 予定価格 7,230千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限基準価格 5,286千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

### 奈良市告示第455号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

- 業務名 第2工区 第2段電気透析膜取替その他修繕

- 業務場所 奈良市米谷町地内

- 業務期間 契約の日から平成30年2月22日まで

- 業務概要 第2段電気透析膜取替修繕一式  
攪拌機、ろ過塔ろ材等取替修理一式

- 予定価格 12,454千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

### 奈良市告示第456号

次のとおり奈良市公共施設マネジメントシステム構築業務委託の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり告示する。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 委託業務の目的

本市の公共施設は、老朽化の進行、人口減少社会の到来、厳しい財政状況、大規模災害等への対応、低炭素・循環型社会への転換など、様々な課題が顕在化している。

このような状況から、本市では、保有する公共施設に係る現状と課題を分析し、効率のかつ効果的な維持修繕の実施による長寿命化や施設保有量の最適化を図り、資産として最適に維持管理し、有効活用を図る「公共施設マネジメント」を推進しており、平成27年2月には、本市における公共施設マネジメントの推進指針や取組方策等をまとめた「奈良市公共施設等総合管理計画」を策定したところである。

同計画においては、公共建築物分野における取組として「施設情報の把握・分析と見える化の推進」を掲げており、その具体的な方策として、「公共施設マネジメント支援システム」の構築・運営を掲げている。

本システムは、公共施設マネジメントを円滑に推進するため、公共建築物の施設情報を一元化し、データベースとして継続的に管理・更新するとともに、蓄積した情報に多角的な分析等を加え、計画的な保全の推進や施設運営状況の点検・評価、資産情報の利活用等の実施に向けた資料作成等を支援し、業務の効率化を図ることを目的とするものである。

#### 2 委託業務の内容

##### (1) 件名

奈良市公共施設マネジメントシステム構築業務委託

##### (2) 委託期間

契約締結日から平成30年3月23日まで

##### (3) 委託内容

奈良市公共施設マネジメントシステム構築業務委託に関する仕様書(以下「仕様書」という。)(別紙1)のとおり

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

### 奈良市告示第457号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

平成28年4月1日～平成29年3月31日閲覧者（市民課）

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本放送協会（NHK）営業局 局長 松原 洋一 ----- (株)中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート	平成28年5月26日	大宮町二丁目、神殿町、東九条町、山陵町、芝辻町一、二丁目、六条三丁目、六条西一丁目～六丁目、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野 満18歳以上の日本人男女（平成10年7月末日生まれまで） 140件
国土交通省観光庁観光戦略課 調査室長 堀 真之助 ----- 株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	旅行・観光消費動向調査	平成28年5月19日	大宮町一丁目、三条大宮町 住民から無作為に抽出 85件
内閣府大臣官房政府広報室長 別府 充彦 ----- (株)中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調査	平成28年6月8日	水間町 満18歳以上の日本人男女（平成10年5月末日生まれまで） 30件
株式会社 時事通信社 大阪支社長 皆川 毅 ----- (株)中央調査社 会長 大室 真生	住民意識調査 くらしと環境に関する世論調査	平成28年8月15日	川上町、法華寺町、五条西一丁目、青野町 満20歳以上の日本人男女個人（平成8年8月末日生まれまで） 88件
奈良県健康福祉部長寿福祉課 ----- (株)サーベイリサーチセンター大阪事務所 所長 中村 光明	「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」及び「地域包括ケアシステム」構築の実現に向けて、高齢者のニーズ等の基礎データ収集	平成28年8月3日 平成28年10月21日	邑地町、大柳生町、須川町、下狭川町、川上町、佐保台二丁目、紀寺町、高畑町、西木辻町、南京終町一丁目、東城戸町、法華寺町、法蓮町、大宮町二、四丁目、恋の窪三丁目、柏木町、佐紀町、四条大路一丁目、押熊町、中山町、菅原町、西大寺国見町一丁目、東九条町、杏町、南永井町、神殿町、古市町、藤原町、今市町、高樋町、水間町、月ヶ瀬石打、都祁白石町 満40歳以上の個人 666件・2件
内閣府経済社会総合研究所 所長 前川 守 ----- (株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	平成28年8月2日	大宮町二、三丁目 単身世帯の世帯主 40件
日本銀行情報サービス局 局長 鶴海 誠一 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第68回生活意識に関するアンケート調査	平成28年8月24日	青山五丁目～七丁目 満20歳以上の男女個人 15件
NHK放送文化研究所 世論調査部長 大滝 昭彦 ----- (株)中央調査社 会長 大室 真生	ISSP 政府の役割についての国際比較調査	平成28年9月8日	鹿野園町 満16歳以上の日本人男女（平成12年12月31日生まれまで） 12件
内閣府政策統括官（経済社会システム担当） 田和 宏 ----- 株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査	平成28年8月25日 平成28年9月8日	法蓮町 20歳以上69歳までの男女個人 81件
奈良県健康福祉部健康づくり推進課長 ----- 株式会社 長大 奈良事務所 所長 細川 剛志	なら健康長寿基礎調査	平成28年9月15日	奈良市内全域（西部・北部管轄を除く。） 満年齢20～39歳、40～64歳、65～74歳、75歳以上の4年齢階層別の男女 1,470件
NHK放送文化研究所 世論調査部長 大滝 昭彦 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	11月全国個人視聴率調査	平成28年9月29日	神殿町 満7歳以上の男女（平成21年12月31日生まれまで） 12件
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（青少年環境整備担当）村田 達哉 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成28年9月29日	南永井町、北永井町 10歳以上17歳以下の男女（平成10年11月2日から平成18年11月1日生まれまで） 20件
奈良県健康福祉部健康づくり推進課長 ----- 株式会社 地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩	平成28年度 県民健康・食生活実態調査	平成28年9月30日	奈良市内全域（西部・北部管轄を除く。） 満年齢20～39歳、40～64歳、65～74歳、75歳以上の4年齢階層別の男女 738件

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
独立行政法人 労働政策研究・研修機構 理事長 菅野 和夫 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査	平成28年10月26日	大森西町、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、大安寺一丁目～七丁目、桂木町 大安寺西一丁目～三丁目、大安寺町 末子が18歳未満の子育て世帯 26件
国立大学法人お茶の水女子大学 文教育学部長 菅原 ますみ ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	安全安心な社会とレジャーに関する調査	平成28年11月10日	菅原町 満18歳以上79歳以下の男女（昭和12年1月1日から平成10年12月末日生まれまで） 30件
総務省情報通信国際戦略局 局長 谷脇 康彦 ----- 一般財団法人 輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	通信利用動向調査	平成28年11月15日	東木辻町、鳴川町、花園町、瓦堂町、北京終町、横領町、北新町、南新町、佐紀町、西登美ヶ丘二丁目、今市町 男女20歳以上の筆頭世帯構成員 172件
内閣府大臣官房政府広報室 室長 日下 正周 ----- (株)中央調査社 会長 大室 真生	公共交通に関する世論調査	平成28年11月17日	尼辻北町 満18歳以上の日本人男女（平成10年11月末日生まれまで） 16件
日本銀行情報サービス局 局長 鶴海 誠一 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第69回生活意識に関するアンケート調査	平成28年12月15日	法華寺町 満20歳以上の男女（平成9年1月31日生まれまで） 15件
内閣府大臣官房政府広報室 室長 日下 正周 ----- (株)中央調査社 会長 大室 真生	特殊詐欺に関する世論調査	平成28年12月7日	二条町三丁目 満18歳以上の日本人男女（平成10年12月末日生まれまで） 16件
日本たばこ産業株式会社たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷 圭一 ----- 株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者率調査	平成28年12月14日	般若寺町、北川端町、押熊町、帝塚山一丁目、西大寺小坊町、西笹鉾町 昭和2年5月1日から平成9年4月30日生まれまでの男女 80件
文化庁文化語課長 岸本 織江 ----- (株)中央調査社 会長 大室 真生	国語に関する世論調査	平成28年12月21日	和田町 満16歳以上の日本人男女（平成13年1月末日生まれまで） 19件
国立大学法人東京大学 大学院人文社会系研究科長 熊野 純彦 ----- (株)中央調査社 会長 大室 真生	日本のくらしと仕事に関する全国調査	平成29年1月18日	東九条町 満20歳以上79歳以下の外国人男女（昭和12年1月1日から平成8年12月末日生まれまで） 15件
自衛隊奈良地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報	平成29年2月13日 平成29年2月14日 平成29年2月15日	奈良市全域 平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた日本人男女 平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた日本人男女
NHK放送文化研究所 世論調査部長 大滝 昭彦 ----- (株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	日本人と憲法2017	平成29年1月19日	山陵町 平成10年以前に生まれた日本国籍を有する男女個人 12件
日本銀行情報サービス局 局長 鶴海 誠一 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第70回生活意識に関するアンケート調査	平成29年2月9日	横井二丁目～七丁目 満20歳以上の男女（平成9年4月30日生まれまで） 15件
金融広報中央委員会（日本銀行情報サービス局内） 会長 本家 正隆 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成29年3月23日	五条西一丁目 満20歳以上の男女（平成9年5月31日生まれまで） 16件

平成28年4月1日～平成29年3月31日閲覧者（西部出張所 住民課）

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成28年4月21日	千代ヶ丘三丁目 7歳以上の日本人男女 12名
国立研究開発法人 国立環境研究所 理事長 住 明正 ----- 株式会社 サベイリサーチセンター 代表取締役 戸際 浩	環境についての意識調査	平成28年5月10日	あやめ池南二丁目 満18歳以上75歳未満の男女 24名
NHK営業局計画管理部 営業局長 松原 洋一 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート	平成28年5月18日	西登美ヶ丘一丁目、二丁目 18歳以上（平成10年7月末日生まれまで）の男女20名
株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 村田 佳生 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成28年5月18日	中登美ヶ丘一丁目 16歳以上の日本人の男女（平成12年6月末日生まれまで） 14名
毎日新聞社代表取締役 社長 朝比奈 豊 ----- 毎日新聞社代表取締役 社長 朝比奈 豊	第70回読書世論調査	平成28年5月24日	二名四丁目 平成28年9月30日時点で16歳以上の男女（平成12年9月30日生まれまで） 12名
日本銀行 情報サービス局 局長 高橋 経一 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成28年6月9日	百楽園一丁目～三丁目 20歳以上の男女 （平成8年7月31日生まれまで）
公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 長谷川 和明 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	第9回メディアに関する全国世論調査	平成28年6月21日	北登美ヶ丘一丁目 満18歳以上の日本人の男女個人（平成10年7月末日生まれまで） 19名
朝日新聞社 ブランド推進本部マーケティング部 部長 井之上 裕 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2016年新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成28年7月7日	あやめ池南四丁目 満15歳以上の日本人の男女（平成13年8月末日生まれまで） 24名
一般社団法人 共同通信社 編集局 総合選挙センター長 嶋田 正人 ----- 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	憲法世論調査	平成28年7月6日	二名一丁目、二丁目 満18歳～19歳の日本国籍を有する男女個人（平成8年9月1日から平成10年8月31日生まれまで） 3件
奈良県健康福祉部長寿福祉課 総務・生きがいづくり推進係 ----- 株式会社 サベイリサーチセンター大阪 事務所 所長 中村 光明	奈良県高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業支援計画	平成28年8月10日 平成28年8月12日	あやめ池南六丁目、あやめ池北三丁目、学園大和町六丁目、鶴舞西町、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘四丁目、中町、富雄北三丁目 満40歳以上の個人 158名
NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 大滝 昭彦 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	東京オリンピック・パラリンピックについての意識調査	平成28年8月25日	学園大和町五丁目 満20歳以上の日本人男女（平成8年12月末日生まれまで） 12名
㈱時事通信社 大阪支社 支社長 皆川 毅 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	住民意識調査	平成28年8月8日	百楽園五丁目、大倭町 満20歳以上の日本人男女（平成8年12月末日生まれまで） 44名
一般社団法人 日本家族計画協会 理事長 北村 邦夫 ----- 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第8回男女の生活と意識に関する調査	平成28年8月17日	登美ヶ丘五丁目1 日本国籍を有する男女（昭和41年10月1日から平成12年9月30日生まれまで） 22名
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	文化に関する世論調査	平成28年8月31日	学園南一丁目 満18歳以上の日本人男女（平成10年8月末日生まれまで） 12名
奈良県健康福祉部健康づくり推進課 課長 村田 理 ----- 株式会社 長大 奈良事務所 所長 細川 剛志	なら健康長寿基本計画にかかる健康指標調査分析業務	平成28年9月14日	西部管轄 満年齢20～39歳 40～64歳 65～74歳 75歳以上の4年齢階層別の男女合計 2,360人

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
<p>奈良県健康福祉部健康づくり推進課 課長 村田 理</p> <p>株式会社地域社会研究所 代表取締役 大橋 浩</p>	<p>平成28年度 県民健康・食生活実態調査事業業務委託</p>	<p>平成28年10月12日</p>	<p>あやめ池南二丁目、五丁目、あやめ池北一丁目、学園南二丁目、学園大和町五丁目、学園北一丁目、百楽園五丁目、中山町西二丁目、中登美ヶ丘二丁目、西登美ヶ丘四丁目、八丁目、東登美ヶ丘五丁目、北登美ヶ丘三丁目、二名三丁目、学園新田町、富雄川西二丁目、富雄元町二丁目、帝塚山三丁目、富雄泉ヶ丘、藤ノ木台二丁目、千代ヶ丘三丁目、西千代ヶ丘二丁目、帝塚山南二丁目、松陽台二丁目、三碓三丁目 満年齢20～39歳の男女96人、40～64歳の男女155人、65～74歳の男女69人、75歳以上の男女60人 計380名</p>
<p>法務省矯正局 少年矯正課 少年矯正課長 木村 敬</p> <p>一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次</p>	<p>生活態度や価値観等に関するアンケートの対象者名簿作成のため</p>	<p>平成28年10月4日</p>	<p>富雄元町一丁目～四丁目 平成16年10月31日以前に出生の日本国籍を有する男女 63件</p>
<p>一般財団法人 ゆうちょ財団 理事長 朝日 譲治</p> <p>(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博</p>	<p>第3回くらしと生活設計に関する調査</p>	<p>平成28年10月26日</p>	<p>富雄川西二丁目 20歳以上の男女（平成8年11月1日生まれまで） 20名</p>
<p>農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 農林水産大臣官房参事官 穴井 元尚</p> <p>一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生</p>	<p>平成28年食育に関する意識調査</p>	<p>平成28年10月19日</p>	<p>富雄川西二丁目 満20歳以上の男女（平成8年10月末日生まれまで）日本人の男女 16名</p>
<p>国土交通省土地・建設産業局企画課 企画課長 佐竹 健次</p> <p>一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生</p>	<p>平成28年度 土地問題に関する国民の意識調査</p>	<p>平成28年11月2日</p>	<p>学園北一丁目 満20歳以上の日本人男女（平成8年10月末日生まれまで） 16人</p>
<p>株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 村田 佳生</p> <p>一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生</p>	<p>テレビ視聴に関する調査</p>	<p>平成28年11月17日</p>	<p>学園南二丁目 16歳以上の日本人の男女（平成12年12月末日生まれまで） 14名</p>
<p>内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周</p> <p>一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生</p>	<p>社会意識に関する世論調査</p>	<p>平成28年12月15日</p>	<p>あやめ池南一丁目 満18歳以上の日本人の男女（平成10年12月末日生まれまで） 30名</p>

平成28年4月1日～平成29年3月31日閲覧者（北部出張所）

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	地球温暖化対策に関する世論調査	平成28年7月8日	朱雀二丁目 満18歳以上の日本人男女 16名
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	男女共同参画社会に関する世論調査	平成28年8月5日	朱雀四丁目 満18歳以上の日本人男女 15名
(株)時事通信社大阪支社 支社長 皆川 毅 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	住民意識調査	平成28年8月5日	左京二丁目 満20歳以上の日本人男女 21名
奈良県健康福祉部部長寿社会課 総務・生きがいづくり推進係 俵元・河内 ----- (株)サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村 光明	高齢者の生活・介護等に関する県民調査	平成28年8月18日	神功六丁目、右京二丁目、朱雀一丁目、朱雀五丁目、左京二丁目 満40歳以上の個人 98名
奈良県健康福祉部 健康づくり推進課 課長 村田 理 ----- (株)長大 奈良事務所 所長 細川 剛志	なら健康長寿基本計画にかかる健康指標調査	平成28年9月14日	北部地区全域 満20歳以上の男女 150名
奈良県健康福祉部 健康づくり推進課 課長 村田 理 ----- (株)地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩	平成28年度 県民健康・食生活実態調査	平成28年10月13日	神功三丁目、神功六丁目、右京三丁目、朱雀四丁目、左京一丁目 満20歳以上の男女 71名

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市告示第458号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び

指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107641	奈良市法蓮町632-2	リハビリデイサービスアイリス	奈良市法蓮町632-2	株式会社アイリス	平成29年7月1日
2960196224	奈良市三碓六丁目9番23号	訪問看護ステーションひばり	奈良市三碓六丁目9番23号	医療法人ひばり	平成29年7月1日
2970107625	奈良市南登美ヶ丘15番1号	パナソニックエイジフリーケアセンター奈良登美ヶ丘・デイサービス	大阪府門真市大字門真1048番地	パナソニックエイジフリー株式会社	平成29年7月1日
2970107633	奈良市南登美ヶ丘15番1号	パナソニックエイジフリーケアセンター奈良登美ヶ丘・ショートステイ	大阪府門真市大字門真1048番地	パナソニックエイジフリー株式会社	平成29年7月1日

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市告示第459号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
アクア訪問看護ステーション	奈良県奈良市押熊町646番地の3 ボナールA202号	平成28年4月5日

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市告示第460号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ニチイケアセンターほうれん	奈良県奈良市法蓮町1088-1 ら・ほうれん	株式会社ニチイ学館	平成28年8月1日
新	ニチイケアセンターほうれん	奈良県奈良市法蓮町1088-1 ら・ほうれん1階	株式会社ニチイ学館	

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市告示第461号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		開設者	休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地			
		主たる事務所の所在地		
医療法人北寿会 登美ヶ丘クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目 3番	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目 3番	居宅 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	平成28年11月1日
株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番 17号 ロイヤルコートHAL 102号	奈良県奈良市大安寺一丁目2番 17号 ロイヤルコートHAL 102号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年10月1日
株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番 17号 ロイヤルコートHAL 102号	奈良県奈良市大安寺一丁目2番 17号 ロイヤルコートHAL 102号		

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市告示第462号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		開設者	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地			
		主たる事務所の所在地		
サポートセンター花花	奈良県奈良市中山町43番地	奈良県生駒市鹿ノ台北1丁目25 番地の1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年8月31日
株式会社 椿井	奈良県生駒市鹿ノ台北1丁目25 番地の1			

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市告示第463号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
木のうた薬局 西大寺店	奈良県奈良市西大寺北町四丁目3番1号 共栄マンション1-E号室	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成29年5月1日
株式会社ファーマシー 木のうた	奈良県奈良市三条町472番地		
(平成29年7月3日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
<b>奈良市告示第464号</b>		平成29年7月3日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規		奈良市長 仲川元庸	
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
横井 真吾		柔道整復	平成29年5月26日
いなだ鍼灸整骨院	奈良県奈良市北之庄町65番地5-N-1号室		
(平成29年7月3日揭示済)		を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
<b>奈良市告示第465号</b>		平成29年7月3日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業		奈良市長 仲川元庸	
指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
港 雅之		柔道整復	平成29年6月26日
さとうはりきゅう整骨院	奈良県奈良市大宮町七丁目2番12号		
佐藤 勝彦		柔道整復	平成29年6月26日
さとうはりきゅう整骨院	奈良県奈良市大宮町七丁目2番12号		
佐藤 勝彦		はり・きゅう	平成29年6月26日
さとうはりきゅう整骨院	奈良県奈良市大宮町七丁目2番12号		
(平成29年7月3日揭示済)		2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設	
<b>奈良市告示第466号</b>		3 処分年月日 平成29年7月3日	
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。		4 処分対象自転車等の移動年月日 平成28年12月1日、同月2日、同月6日、同月8日、同月13日、同月15日、同月16日、同月17日及び同月20日 (平成29年7月3日揭示済)	
平成29年7月3日			
奈良市長 仲川元庸			
1 処分の根拠		<b>奈良市告示第467号</b>	
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。		奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域	

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年7月2日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	東アジア文化都市交流事業芸能団・交流団派遣受入業務委託
業務内容	「仕様書」に記載のとおり
委託期間	委託契約
契約形式	契約締結日から平成29年11月10日（金）まで

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

奈良市告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成29年7月3日揭示済)

奈良市告示第468号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第4項の規定により告示します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成29年7月3日揭示済)

奈良市告示第469号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸

の法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年7月4日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師
平成29年7月1日	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	奈良市 奈良市長 仲川元庸	腎臓に関する医療	西谷喜治

(平成29年7月4日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第471号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月4日

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年7月4日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年7月4日揭示済)

**奈良市告示第472号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年7月5日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市大宮町一丁目6番21
申請者氏名	株式会社 やまと不動産 代表取締役 森本 勇人
道路の位置	奈良市西大寺新池町1685番1及び1685番2の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	22.10m
指定年月日	平成29年7月5日
指定番号	第H2825号

(平成29年7月5日揭示済)

**奈良市告示第473号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年7月5日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成29年4月5日 奈良市指令整開 第16A-52号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成29年7月5日 第1577号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市中山町1251番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市あやめ池北一丁目5番5号  
有限会社あんしん 代表取締役 竹内 利枝

(平成29年7月5日揭示済)

**奈良市告示第474号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月6日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成29年7月6日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年7月6日揭示済)

**奈良市告示第475号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年7月6日

奈良市長 仲川元庸

- 受託者・収納事務

受託者	収納事務
神戸市中央区伊藤町119番地 株式会社日本ビジネスデーター プロセッシングセンター 代表取締役 池 恵二	ケアプラン作成等資料 コピー代（使用料）

- 委託の期間

委託の期間	収納事務
平成29年7月1日から 平成32年9月30日まで	ケアプラン作成等資料 コピー代（使用料）

(平成29年7月6日揭示済)

**奈良市告示第476号**

次のとおり奈良市本庁舎耐震化整備基本構想策定業務委託の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり告示する。

平成29年7月7日

奈良市長 仲川元庸

- 公募型プロポーザル実施の目的  
この要領は、奈良市本庁舎耐震化整備基本構想を策定するにあたり、最も適切な者を本業務の受託候補者として特定することを目的とします。
- 業務の概要
  - 業務名称  
奈良市本庁舎耐震化整備基本構想策定業務委託
  - 業務内容  
別紙「奈良市本庁舎耐震化整備基本構想策定業務委託仕様書」のとおり
  - 履行期間  
契約締結日から平成30年3月12日までとする。（来年度の予算要望に反映するために必要な資料等は、平成29年11月30日までに提出を求めます。）
  - 委託金額

本業務に関する費用は、9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

(5) その他関係資料

資料1：付近見取り図

資料2：配置図

資料3：主要棟平面図

資料4：中央・西・東棟耐震診断判定書、耐震補強案（概要版）

資料5：「奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会」整備検討報告書（平成29年2月）

以下省略

(平成29年7月7日揭示済)

奈良市告示第477号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 旧青年の家交楽館解体撤去に伴う産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 旧青年の家交楽館（住所：奈良市法蓮佐保山四丁目1番1号）
- (3) 業務期間 契約締結の日から平成29年9月30日まで
- (4) 業務概要 旧青年の家交楽館を解体するに当たり、館内から排出された什器等の産業廃棄物の処理

以下省略

(平成29年7月13日揭示済)

奈良市告示第478号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年7月13日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年7月13日揭示済)

奈良市告示第479号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成29年10月15日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

(平成29年7月13日揭示済)

奈良市告示第480号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 西部生涯スポーツセンター屋内施設 空調熱源設備 賃貸借
- (2) 業務場所 奈良市西部生涯スポーツセンター 屋内施設  
(所在地) 奈良市中町4860番地
- (3) 契約期間 平成29年11月1日から平成42年10月31日  
(156箇月)
- (4) 契約形式 賃貸借契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (5) 業務概要 複合スポーツ施設の全館空調設備の中央熱源設備等の賃貸借業務

以下省略

(平成29年7月13日揭示済)

奈良市告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	ホームホスピス ひばりクリニック	奈良県奈良市三碓六丁目9-23	平成29年6月1日
新	ひばり往診クリニック	奈良県奈良市三碓六丁目9-23	

(平成29年7月13日揭示済)

**奈良市告示第482号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
J R奈良駅前こころのクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1階	平成29年7月1日
福島医院	奈良県奈良市学園北一丁目9番1号 パラディ学園前II 5階	平成29年7月1日

(平成29年7月13日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

**奈良市告示第483号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23号	平成29年7月1日

(平成29年7月13日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

**奈良市告示第484号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

平成29年7月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
華舞ダイサービスセンター	奈良県奈良市敷島町二丁目543-25	地域密着型通所介護	平成29年6月1日
株式会社優花	奈良県奈良市若葉台一丁目7番1号		
ソワン訪問介護センター	奈良県奈良市学園新田町3219-1 パルムドール学園前参番館B1F	居宅 訪問介護	平成29年6月1日
株式会社クカメディカル	奈良県奈良市学園北一丁目13番8号 メインビル2F		
ソワン訪問介護センター・ケアプラン部	奈良県奈良市学園新田町3219-1 パルムドール学園前参番館B1F	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年6月1日
株式会社クカメディカル	奈良県奈良市学園北一丁目13番8号 メインビル2F		
有限会社I S D	奈良県奈良市二条大路南二丁目2番22-1号	居宅 訪問介護	平成29年6月1日
有限会社I S D	奈良県奈良市二条大路南二丁目2番22-1号		
あいじゅ	奈良県奈良市杉ヶ町33番地3 ききょう杉ヶ町ビル2階	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年6月1日
株式会社ききょう	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号		

訪問介護サービスひより	奈良県奈良市北永井町376番地	居宅 訪問介護	平成29年6月1日
合同会社ひより	奈良県奈良市北永井町376番地		
(平成29年7月13日揭示済)		<p>とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成29年7月13日 奈良市長 仲川元庸</p>	
<p><b>奈良市告示第485号</b> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の</p>			
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
リハビリデイサービスアイリス	奈良県奈良市法蓮町632-2	居宅 通所介護	平成29年7月1日
株式会社アイリス	奈良県奈良市法蓮町632-2		
訪問看護ステーションひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成29年7月1日
医療法人ひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23号		
パナソニックエイジフリーケアセンター奈良登美ヶ丘・デイサービス	奈良県奈良市南登美ヶ丘15番1号	居宅 通所介護	平成29年7月1日
パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地		
パナソニックエイジフリーケアセンター奈良登美ヶ丘・ショートステイ	奈良県奈良市南登美ヶ丘15番1号	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成29年7月1日
パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地		
(平成29年7月13日揭示済)		<p>定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成29年7月13日 奈良市長 仲川元庸</p>	
<p><b>奈良市告示第486号</b> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規</p>			
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上田 一博		柔道整復	平成29年6月16日
あおつき整骨院	奈良県奈良市都祁小山戸町41		
(平成29年7月13日揭示済)		<p>その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。</p> <p style="text-align: right;">平成29年7月14日 奈良市長 仲川元庸</p>	
<p><b>奈良市告示第487号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成29年7月14日から市道の路線の供用を廃止します。</p>			

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第407号線	七条西町二丁目920番地先から	七条西町二丁目948番地まで	L= 642.8 W=0.8~1.2
2	中部第408号線	七条西町二丁目994番地先から	七条西町二丁目933番乙、他合併地先まで	L= 318.8 W=0.9~1.0

(平成29年7月14日揭示済)

**奈良市告示第488号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年7月14日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域  
(自動車4件)

以下省略

(平成29年7月14日揭示済)

**奈良市告示第489号**

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する公有財産物件  
以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	物件名	初年度登録	排気量(L)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	日野デュトロ2tトラック (すいちょくゲート)	平成14年4月	4.10	10,000	1,000
車-2	トヨタライトエースバン	平成10年5月	1.78	10,000	1,000
車-3	ホンダアクティバン	平成13年	0.65	10,000	1,000
車-4	ヤマハ メイト	—	0.049	1,000	100

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年7月14日揭示済)

**奈良市告示第490号**

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市（土地1件）

規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する公有財産物件  
以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)	入札保証金(円)
土地-1	あやめ池北一丁目市有地	あやめ池北一丁目	1504-4	宅地	3121.77	535,844,000	53,585,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年7月14日揭示済)

**奈良市告示第491号**

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

平成29年7月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 歴史的風致形成建造物の指定番号  
第1号
- 2 歴史的風致形成建造物の指定年月日  
平成29年7月14日
- 3 歴史的風致形成建造物の名称  
元林院検番演舞場及び事務所
- 4 歴史的風致形成建造物の概要  
検番演舞場（木造平屋建、切妻造、妻入、棧瓦葺）  
事務所（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺）  
土地（奈良市元林院町41番地）
- 5 歴史的風致形成建造物の所在地  
奈良市元林院町41番地  
(平成29年7月14日揭示済)

**奈良市告示第492号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第

1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項  
道路改良工事（正田町地内他・中部第1333号線）ほか  
17件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、  
予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出  
価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年7月18日揭示済)

**奈良市告示第493号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1  
項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市  
身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）  
第3条の規定により告示します。

平成29年7月18日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 7月14日	福原 潤	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50番1号	眼科 (視覚障害)
平成29年 7月14日	大熊 康弘	大熊眼科医院	奈良市高畑町1112	眼科 (視覚障害)

(平成29年7月18日揭示済)

以下省略

(平成29年7月18日揭示済)

**奈良市告示第494号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施  
行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良  
市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に  
より公告いたします。

平成29年7月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業 務 名 奈良市産米消費拡大事業
  - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
  - (3) 契約期間 契約締結日から平成30年3月31日（土）  
まで
  - (4) 担 当 課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課  
電話 0742-34-5172

- 1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別
平成28(26)年度国民健康保険料督促状	第3月期
平成28(27)年度国民健康保険料督促状	第3月期
平成28年度国民健康保険料督促状	第12・1・2・3月期
平成29(28)年度国民健康保険料督促状	第4月期

- 2 送達を受けるべき者  
別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

**奈良市告示第495号**

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送  
達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することがで  
きないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例  
第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律  
第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公  
示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国  
保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出  
があればいつでも交付します。

平成29年7月19日

奈良市長 仲川元庸

(平成29年7月19日揭示済)

**奈良市告示第496号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年7月20日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年7月20日揭示済)

奈良市告示第497号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月24日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託

(2) 設置場所 奈良市役所本庁舎より公共交通機関を利用して90分以内の場所

(3) 業務期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで（ただし構築作業は本契約を結んだ日から行うものとする）

（契約の形態は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約とする。）

(4) 業務概要 「奈良市役所コールセンター構築及び運営業務委託仕様書」に記載のとおり

以下省略

(平成29年7月24日揭示済)

奈良市告示第498号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月24日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 強制執行（土地家屋明渡し及び動産差押え）業務委託

(2) 業務場所 奈良市内の市営住宅・改良住宅・コミュニティ住宅等

(3) 業務期間 契約の日から平成30年3月31日まで

(4) 業務概要 市営住宅・改良住宅・コミュニティ住宅等の家賃滞納者・不正入居者等で、土地家屋明渡し判決等を受けた者の土地家屋明渡し及び動産差押え強制執行の立会並びに執行補助業務及び滞納者・不正入居者等との交渉。

(5) 契約方法 業務1件当たりの金額による単価契約とします。なお、執行対象者が複数の場合にあっては、2人目以降について加算します。※年間件数は未定であるが、過去の実績は別表のとおり。

以下省略

(平成29年7月24日揭示済)

奈良市告示第499号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年7月25日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年7月25日揭示済)

奈良市告示第500号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月26日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	谷本 泰啓 奈良市秋篠早月町1番24号	下村 幸雄 奈良市秋篠早月町5番2号

2 変更の年月日

平成29年4月1日

(平成29年7月26日揭示済)

奈良市告示第501号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項

の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月26日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	田中 武知 奈良市北之庄町 53番地の2 若草マンション 214号	西村 和枝 奈良市北之庄町 53番地の2 若草マンション 509号

2 変更の年月日

平成29年5月21日

(平成29年7月26日揭示済)

奈良市告示第502号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年6月27日 奈良市指令整開 第17A-11号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年7月27日 第1578号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市紀寺町630番1の一部、630番2の一部、631番1、631番2、632番1及び632番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路五丁目2番40号

マサキ不動産販売株式会社

代表取締役 正木 康雄

(平成29年7月27日揭示済)

奈良市告示第503号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年3月24日 奈良市指令整開 第16A-46号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年7月27日 第1579号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市横井二丁目317番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市南永井町278

若林 康夫

(平成29年7月27日揭示済)

奈良市告示第504号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
堀内眼科医院	奈良県奈良市学園北一丁目11-2	平成29年3月4日
ウエルシア薬局 奈良駅前店	奈良県奈良市大宮町一丁目3-8	平成29年5月28日

(平成29年7月27日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第505号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 奈良駅前店	奈良県奈良市大宮町一丁目3-8	平成29年5月29日

(平成29年7月27日揭示済)

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第506号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーション デューン奈良	奈良県奈良市西大寺栄町3番23号 サンローゼビル2-C	平成29年5月1日
新	訪問看護ステーション デューン奈良	奈良県奈良市大宮町二丁目4-27 スカイヴィレッジ2階	

(平成29年7月27日掲示済)

**奈良市告示第507号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
	ならこころのクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1階	平成29年3月8日

(平成29年7月27日掲示済)

**奈良市告示第508号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	奈良デイサービスセンター	奈良県奈良市秋篠町1567番地	社会福祉法人福寿会	平成29年4月1日
新	奈良デイサービスセンター	奈良県奈良市山陵町1085番地	社会福祉法人福寿会	
旧	居宅介護支援事業所八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	平成28年12月1日
新	居宅介護支援事業所八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2 ユアーズプラザ井田202号室	株式会社八重桜	
旧	居宅介護支援事業所かなで	奈良県奈良市六条西三丁目14-4	有限会社コミュニティサポートかなで	平成28年12月12日
新	居宅介護支援事業所かなで	奈良県奈良市六条西三丁目13-15	有限会社コミュニティサポートかなで	
旧	カームネススマイル	奈良県奈良市朱雀五丁目20番6号 ガーデンシティ201号	株式会社カームネススマイル	平成29年2月1日
新	カームネススマイル	奈良県奈良市押熊町395番1	株式会社カームネススマイル	
旧	ハッピーガーデンヘルパーステーション	奈良県奈良市六条二丁目3-12	株式会社ハッピーサービスグループ	平成28年12月1日
新	ハッピーガーデンヘルパーステーション	奈良県奈良市六条三丁目14 エクセルハイツ西ノ京116号	株式会社ハッピーサービスグループ	
旧	訪問看護ステーション デューン奈良	奈良県奈良市西大寺栄町3番23号 サンローゼビル2-C	株式会社N・フィールド	平成29年5月1日
新	訪問看護ステーション デューン奈良	奈良県奈良市大宮町二丁目4-27 スカイヴィレッジ2階	株式会社N・フィールド	

(平成29年7月27日掲示済)

**奈良市告示第509号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項

の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-6	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成29年4月1日
株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南4丁目1-1		
温浴サブリ・機能訓練 HALF DAY 奈良日和	奈良県奈良市三条大路一丁目8番8号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成29年4月1日
株式会社ウェルネスサブリ	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘3番7号		
ヘルパーステーション とみのくに	奈良県奈良市中町3857番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成29年3月1日
特定非営利活動法人 夢のかけはし	奈良県奈良市中町3857番地		

(平成29年7月27日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第510号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ハーモニーケアサービス	奈良県奈良市南京終町二丁目322-9	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成29年1月1日
有限会社キョウワ	京都府木津川市州見台八丁目4-26		
居宅介護支援喜寿	奈良県奈良市古市町1480-12	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成29年3月26日
有限会社 喜寿	奈良県奈良市古市町1480-12		
ハーモニーケアサービス	奈良県奈良市南京終町二丁目322-9	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	平成29年1月1日
有限会社キョウワ	京都府木津川市州見台八丁目4-26		
リハビリデイサービス わらく	奈良県奈良市南城戸町21番地の2	介護予防 通所介護 地域密着型通所介護	平成28年12月31日
有限会社フレックス	奈良県奈良市南城戸町21番地の2		

エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-6	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年2月28日
株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南4丁目1-1		
居宅介護支援みのり	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成29年3月31日
株式会社YTO	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305		
介適くらぶ	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成29年3月31日
株式会社YTO	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305		
和デイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	地域密着型通所介護	平成29年1月31日
株式会社 樹	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		
カームネススマイル彩	奈良県奈良市菅原町474-5三和マンション107号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護 居宅介護支援事業	平成29年1月31日
株式会社カームネススマイル	奈良県奈良市朱雀五丁目20番6号		
茶話本舗デイサービス奈良法蓮亭	奈良県奈良市法蓮町40-7	地域密着型通所介護	平成28年10月31日
株式会社YOUR NAME	奈良県奈良市白毫寺町835番地1第2紀寺ビル2F		
茶話本舗デイサービス奈良六条亭	奈良県奈良市六条二丁目4-8	地域密着型通所介護	平成28年10月31日
株式会社YOUR NAME	奈良県奈良市白毫寺町835番地1第2紀寺ビル2F		

(平成29年7月27日揭示済)

**奈良市告示第511号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年7月27日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
茶話本舗デイサービス奈良法蓮亭	奈良県奈良市法蓮町40-7	地域密着型通所介護	平成28年11月1日
株式会社日本介護福祉グループ	東京都台東区浅草橋二丁目2番10号 カナレビル5階		
茶話本舗デイサービス奈良六条亭	奈良県奈良市六条二丁目4-8	地域密着型通所介護	平成28年11月1日
株式会社日本介護福祉グループ	東京都台東区浅草橋二丁目2番10号 カナレビル5階		

(平成29年7月27日揭示済)

**奈良市告示第512号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年7月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成29年7月27日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年7月28日揭示済)

**奈良市告示第513号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成29年7月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠  
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成29年7月28日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成29年1月6日、同月12日、同月13日、同月16日、同月17日、同月22日、同月24日及び同月26日

(平成29年7月28日揭示済)

**奈良市告示第514号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年7月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成24年3月2日 奈良市指令都整開 第11A-22号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年7月31日 第1580号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市帝塚山西二丁目1412番321の一部、1416番の一部及び1435番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市佐紀町2239番地の2

山本 恭昭

(平成29年7月31日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年7月3日

奈良市監査委員 東口喜代一

同 中本勝

同 柿本元気

同 東久保耕也

奈 監 第 22 号

平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸 様

奈良市議会議長 浅川 仁 様

奈良市公平委員会委員長 宮脇紀夫 様

奈良市監査委員 東口喜代一

同 中本勝

同 柿本元気

同 東久保耕也

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、平成28年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を平成28年度の組織名で表示しました。

1 監査対象

総合政策部

秘書広報室 秘書課 広報広聴課

奈良ブランド推進課 危機管理課

総務部 人事課 法務ガバナンス課 管財課

保健所・教育総合センター管理課

財務部

税務室 納税課 滞納整理課

保健福祉部 福祉政策課 地域福祉課

障がい福祉課

保険医療室 国保年金課 介護福祉課

子ども未来部 子ども政策課

子ども育成課（児童館を含む。）

子育て相談課（子ども家庭相談グループを含む。）

保健所 医療政策課 保健・環境検査課  
生活衛生課  
観光経済部 商工労政課 農林課  
公平委員会事務局

2 監査期間

平成29年4月7日～同年6月30日

3 監査方法

平成28年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成29年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総合政策部

奈良ブランド推進課

(1) 農業振興費（目）及び観光振興費（目）の事業で送付する郵便物の一部について、企画総務費（目）で購入した切手を使用していた。

切手については、「目」ごとに予算措置を行い、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年3月4日付け奈総文第23号）の通知に基づき、原則として「目」（「小事業」も可）ごとに管理された。

(2) 課長（8級）の外国旅費における日当と宿泊料について、国家公務員の職の8級で算定し支給していた。

「職員等の外国旅行の市長が定める基準及び職員等の外国旅行の航空賃の取扱いの改正について」（平成18年8月25日付け奈公人第218号）の通知に基づき、奈良市職員の職が8級の職務の級にある職員のうち課長級に相当する職員については、国家公務員の職の6級で算定し、適正に支給されたい。

危機管理課

(1) 避難行動要支援者用の切手を購入した際、切手類受払簿に受入及び使用の記載がなく、使用後の残枚数のみを受入分として記載されていた。

切手類は、購入及び使用の都度、切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。

(2) 奈良市災害対策情報伝達システム（Web会議システム）利用契約において、平成26年度に一般競争入札を行ったところ、予定価格の範囲内での落札者がなかったため、最低価格者であった業者と協議し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結したが、今回も予定

価格の範囲内での落札は期待できないと判断して入札を実施せず、平成27年度に引き続き当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利）により、随意契約を締結していた。

予定価格の範囲内での落札が期待できないと結論付けて随意契約を繰り返すのではなく、入札による適正な契約事務を行われたい。

また、本契約は単年度契約であるが、契約書の条項に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の規定があった。

これは、長期継続契約の規定であるため、適正な契約書に改められたい。

(3) 熊本地震における避難所支援に係る職員派遣のための貸切バス借上げ契約について、1回目及び2回目の契約は、緊急性があるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を行っていたが、随意契約の理由書に緊急性の根拠が具体的に記載されていなかった。

緊急性がある場合においても、理由書にその根拠を具体的に記載されたい。

また、3回目及び4回目の契約は、入札を行う時間がなく、実績もあるとして、1回目及び2回目と同一の業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行っていた。

3回目及び4回目の契約は、入札を行う時間的余裕もあり、その性質又は目的が競争入札に適さないものとはいえないため、適正に契約事務を行われたい。

総務部

人事課

(1) 観光庁に研修派遣されている職員が富山へ出張する際の旅費において、在勤地（霞ヶ関）からJR東京駅までの交通費を支給していた。

「交通費計算上の「最寄り駅」の考え方」（平成22年1月14日揭示）によると、東京23区内の場合、交通費計算上の最寄り駅は全てJR東京駅とされているため、JR東京駅を起点とした交通費を支給されたい。

(2) 非常勤嘱託職員の4月分及び5月分賃金を査閲したところ、通勤手当の非課税額を誤っていたため、職員1人分について、所得税の源泉徴収額が本来より少なく算出されていた。

適正に事務処理を行われたい。

【意見】

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例には、非常勤の特別職の職員が、その職務のために旅行したときは費用弁償を支給すると規定されている。しかし、市の附属機関である審議会等の委員（非常勤の特別職の職員）が審議会等に出席する場合

の費用弁償（市内旅費を含む）を支給している事例と支給していない事例があった。

これは、審議会等に出席する場合の費用弁償の取扱いが、同条例で明確に規定されていないためである。

条例を整備した上で、市として統一的に取り扱われたい。

保健所・教育総合センター管理課

平成27年度の定期監査においても同様の指摘を行ったが、過電流継電器取替修理について、予定価格が20万円以上であり、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴取していなかった。

奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取されたい。

保健福祉部

地域福祉課

(1) 遺族等援護対策費の切手類受払簿を査閲したところ、平成27年度末の残枚数と平成28年度の繰越枚数が一致していなかった。また、十分な残枚数を保有しているにもかかわらず、年度末に追加購入していた。さらに、現在は事務が終了している任意団体の切手を併せて保有していた。

切手類は金銭等価物であるので、繰越手続を正確に行うとともに、必要枚数を適切に把握し、購入及び管理を行われたい。また、切手類で市の財産ではないものについては、市の財産の切手類と明確に区別されたい。

(2) 戦没者遺族の団体に交付している奈良市遺族会補助金の平成28年度決算書を査閲したところ、補助対象経費に助成費が含まれており、それは遺族会の内部会である女性部及び悠遠部に対する助成であり、各内部会の予算額及び決算額は同額となっていた。そこで、各内部会の決算書の提出を求めたところ、いずれの決算書にも繰越金が計上されていたが、遺族会本体の決算書には計上されていないかった。

補助金の交付申請及び実績報告の際には、内部会も含めた遺族会全体の会計を明確にした書類を徴取し、適正に審査されたい。

障がい福祉課

特別障害者手当過払返還金について、収入未済の関係書類を査閲したところ、以下の事例があった。

平成21年度に受給者から現況届が提出されなかったが、同手当の支給を停止せず、平成22年度に現況届が提出されたことで、受給者が資格喪失の状況にあったことが判明した。この結果、過払返還金が発生し、同手当過払金返還誓約書に基づき分割納付されていたが、本人の死亡後、相続人との折衝が行われておらず、返還が滞っている状

況であった。

現況届は、受給資格を確認するための重要な書類であることから確実に徴取した上で支給の要否を決定し、発生した債権については、奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に管理されたい。

国保年金課

(1) 国民健康保険料の滞納者から延滞金の徴収を行っていなかった。

奈良市債権管理条例第7条の規定に則り、適正に徴収されたい。

(2) 一般被保険者返納金（注）について、平成24年度に返還請求通知書が発送された後の経緯が分かる関係書類を査閲したところ、督促状及び催告書を1回発送した後、回収行為を行っていない事例が散見された。

奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に債権管理を行われたい。

(注) 国民健康保険の資格喪失後受診等、法律上正当な理由がないにもかかわらず、国民健康保険から不当に保険給付費（医療機関窓口での現物給付を含む）を受給した者に対して行う返還請求。

子ども未来部

子ども育成課（児童館を含む）

児童手当過払金及び児童扶養手当過払金の収入未済の関係書類を査閲したところ、滞納者との納入交渉が、1年以上前から中断しているものが散見された。

奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に債権管理を行われたい。

観光経済部

商工労政課

(1) 特定計量器定期検査手数料用の領収書綴を保有していたが、領収書管理台帳が作成されていないかった。

領収書綴の受払状況を適正に管理するため、領収書管理台帳を作成されたい。

(2) 消費生活相談員研修に参加した職員2人の市外旅費において、研修施設に宿泊し、同研修実施要領に定められた額の宿泊料を限定支給していたが、夕食代及び朝食代については、支給していなかった。

「服務に関する制度の改正について」（平成23年4月1日施行）によると、旅程において宿泊料を限定支給し、かつ、各自自由食となる場合、食事代を別途定額支給することになっているため、適正に事務処理を行われたい。

(3) 奈良県工芸協会事業補助金について、平成28年度の決算書等を査閲したところ、基金への積立てが行われており、補助金の申請時に添付されている平成27年度の決算書でも同様に積み立てられて

いたが、基金の全体額がわかる書類を徴取していなかった。

基金等を設けている場合は、補助金の交付申請及び実績報告の際には、基金等を含めた全体の収支状況を明確にした書類を徴取されたい。また、基金残高を把握した上で、補助金を交付する必要性の有無を検討されたい。

(4) 職員2人が市外出張していたが、旅費を支給していなかった。

適正に事務処理を行われたい。

【意見】

指定管理者は、指定管理事業としての施設管理事業及び提案事業（注1）に加えて、自主事業（注2）を行っている。適正な損益計算を行うためには、各事業をセグメントに分け、各事業費用を適切に区分経理する必要がある。しかし、指定管理者から市に提出された予算書及び決算書には、経常収益に対応する人件費等が経常費用に計上されておらず、各事業費用の適切な区分経理に基づく計数ではないことから、適正な損益計算を行った財務諸表を入手されたい。

(注1) 市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求めて実施させる事業

(注2) 指定管理者があらかじめ市の承認を得た上で、自らの創意工夫やノウハウを活かし自らの費用で施設を使用して実施する事業

農林課

奈良市農業研究会連合会育成補助金について、平成28年度の決算書等を査閲したところ、補助対象経費に補助事業完了後の平成29年4月6日に実施した視察費が含まれていたが、所管課は補助事業等実績報告書の審査結果において適切な執行と認めていた。

当該補助金の視察費分については、補助対象とはならないため、奈良市補助金等交付規則第18条第1項第3号及び第19条第1項の規定により、交付決定の一部取消し及び返還命令を行われたい。

また、事業報告書の提出を受けてはいるが、補助金交付による効果を評価するには不十分な報告内容であった。

補助金交付の効果がわかる事業報告を受けて、補助金の交付が適正であるかを判断されたい。

(平成29年7月3日揭示済)

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年7月3日

奈良市監査委員 東口喜代一

同 中本勝  
同 柿本元気  
同 東久保耕也  
奈良市監査委員 東口喜代一  
奈監第23号  
平成29年7月3日

奈良市長 仲川元庸様  
奈良市議会議長 浅川仁様

奈良市監査委員 東口喜代一  
同 中本勝  
同 柿本元気  
同 東久保耕也

財政援助団体の監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

第1 監査対象

「東アジア文化都市2016奈良市」準備委員会及び「東アジア文化都市2016奈良市」実行委員会（以下「実行委員会」という。）

第2 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 目的

東アジア域内の相互理解と連帯感の形成を促進し、東アジアの多様な文化の国際発信力強化を図るとともに、開催都市の文化的特長を生かした文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興により継続的な発展を目指す東アジア文化都市事業を実施することを目的とする。

(2) 組織（平成28年4月1日現在）

委員長1人、副委員長2人、委員11人、オブザーバー5人、アドバイザー1人、監事2人、事務局18人（事務局長1人、事務局次長1人、職員16人）

(3) 所管部署

市民活動部東アジア文化都市推進課

なお、平成28年度末に同課は廃止され、東アジア文化都市事業に係る決算書等は同部文化振興課へ引き継がれている。

(4) 収支状況

【平成27年度】

単位：円

項	目	金額
市支出金	市負担金	105,000,000
雑入	雑入	1,000
収入合計		105,001,000
事業費	基幹事業費	48,990,000
	オープニング費	38,599,722
広報宣伝費	広報宣伝費	13,080,000
事務管理費	事務局費	1,781,371
支出合計		102,451,093
収支差額		2,549,907

【平成28年度】

単位：円

項	目	金額
市支出金	市負担金	374,232,000
雑入	雑入	9,670
収入合計		374,241,670
事業費	基幹事業費	210,993,126
	交流事業費	29,620,461
	シンポジウム費	31,274,019
	連携事業費	3,895,254
広報宣伝費	広報宣伝費	37,486,919
事務管理費	運営費	14,812,478
	事務局費	1,188,432
支出合計		329,270,689
収支差額		44,970,981

※平成27年度及び平成28年度の収支差額は市へ返還されており、その結果、市負担金及びその財源内訳は、次表のとおりとなっている。

年度	市負担金	財源内訳	
		国庫支出金	一般財源
平成27年度	102,450,093	72,235,003	30,215,090
平成28年度	329,261,019	118,468,134	210,792,885
合計	431,711,112	190,703,137	241,007,975

2 事業の概要

(1) 開催期間

平成28年3月26日(土)～同年12月26日(月)  
〈うちコア期間9月3日(土)～10月23日(日)〉

(2) 会場

八社寺、ならまち、平城宮跡など奈良市内各所

(3) 事業構成

「東アジア文化都市2016奈良市」事業の柱となる

「基幹事業」、中国・韓国のパートナー都市とともに開催する「交流事業」、奈良の既存のポテンシャルを生かした様々な事業と連携し発信する「連携事業」、東アジアの文化をテーマとした「シンポジウム」で構成する。

ア 基幹事業

「美術」「舞台芸術」「食」の3つの基幹事業を中心にプログラムを展開。コア期間に集中的にプログラム「古都祝奈良-時空を超えたアートの祭典」を実施

イ 交流事業

伝統芸能や音楽、学術研究といった複合的プログラムによる文化交流を展開。日中韓の市民が直接顔を合わせ交歓し合う事業を実施

ウ 連携事業

奈良ならではの発信力の高い催事や文化的ポテンシャルの高い既存事業等と連携するとともに、市民が企画する事業とも連携

エ シンポジウム

現代の芸術文化や伝統文化等をテーマに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を目指したシンポジウムを開催

第3 監査期間

平成29年4月24日～同年6月30日

第4 監査方法

平成27年5月21日から平成29年3月31日までの出納その他の事務の執行について、決算報告書等、あらかじめ求めた資料に基づき、関係者からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

第5 監査結果

監査した財務に関する事務については、一部において改善を要する事例が見受けられたものの、おおむね適正に執行されていた。

実行委員会が、東アジア文化都市事業のコア期間(平成28年9月3日～同年10月23日)に使用するレンタル車両(軽ワゴン車2台)の燃料費の関係書類を査閲したところ、支出命令書に添付されている領収書(レシート)に、車両番号や宛名が記載されていなかった。また、誰が、いつ、どこへ、何の目的で車を使用し、給油したのかを確認できる記録も存在しなかったため、燃料費が実行委員会で支出すべきものかどうかの判断ができなかった。

領収書は、重要な外部証拠資料であることから、必要な情報が記載されたものを受領し、適正に事務処理を行われたい。

【意見】

東アジア文化都市事業のコア期間に使用したレンタル車両以外に、事業の全期間を通して使用していたリース車両が3台あった。リース車両は、実行委員会と市とで共用していたにもかかわらず、市が契約を締結し、費用も全額負担していた。

実行委員会と市は別組織であることから、実態に合わせて区分し、負担されたい。

(平成29年7月3日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第46号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

2-2 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
二名第3幹線-35	奈良市三碓三丁目114-2	奈良市三碓三丁目2416-1	①

3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所

奈良市 学園大和町一丁目144番6 (②)、西ノ京町69番1 (③)、富雄元町三丁目2054番の一部 (④)、押熊町1586番18 (⑤)、中山町1729番6 (⑥)、1729番7 (⑦)、七条一丁目460番1 (⑧)、平松五丁目679番1 (⑨)、679番4 (⑩)、679番5 (⑪)、秋篠町725番4、726番1 (⑫)、法華寺町308番22 (⑬)、四条大路一丁目2番4 (⑭)、西九条三丁目1番8、1番9 (⑮)、今市町848番20 (⑯)、菅原町520番1、520番2の各一部、520番4 (⑰)、敷島町一丁目554番7 (⑱)、あやめ池南八丁目900番143 (⑲)、南肘塚町46番4、46番5、252番 (⑳)

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第47号**

農業集落排水処理施設の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成29年7月3日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年7月3日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

1 排水処理施設の供用及び排水処理を開始する年月日  
平成29年7月17日

2 供用を開始する箇所

奈良市大柳生3913-1、3913-2

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第48号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

その関係図書は、平成29年7月3日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年7月3日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成29年7月17日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市三碓三丁目の各一部

市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

第1 入札に付する事項

1 業務名 口径600耗配水本管更生工事に伴う設計業務委託

2 業務場所 奈良市佐紀町～法華寺町地内

3 業務期間 契約日から平成30年1月31日まで

4 業務概要 口径600耗配水本管更生工事の設計業務一式

測量業務一式

地質調査業務一式

5 予定価格 18,180千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 13,405千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第49号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

第1 入札に付する事項

1 業務名 佐保川第1処理分区管渠改築工事に伴う詳細設計業務委託

2 業務場所 奈良市佐保川第1処理分区地内

3 業務期間 契約日から平成30年1月31日まで

4 業務概要 管路施設実施設計一式

管更生φ800mm未満 L=3,483m

5 予定価格 18,820千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 13,780千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第50号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市公営企業管理者  
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 緑ヶ丘浄水場濁度計更新工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年1月31日まで
- 4 工事概要 既設濁度計の撤去及び新設濁度計の据付3箇所(3台)

5 予定価格 9,370千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 7,668千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第51号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年7月3日

奈良市公営企業管理者  
池田修

第1 入札に付する事項

口径200~100耗配水支管改良工事 奈良市百楽園五丁目・石木町地内 他1件(発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり)

以下省略

(平成29年7月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第52号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月12日

奈良市公営企業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
米田水道商会	米田 信一	奈良県橿原市西池尻町362-3	平成29年7月5日

(平成29年7月12日揭示済)

**奈良市企業局告示第53号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年7月12日

奈良市公営企業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社米田	代表取締役 米田 信一	奈良県橿原市西池尻町362番地の3	平成29年7月5日

(平成29年7月12日揭示済)

**奈良市企業局告示第54号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年7月18日

奈良市公営企業管理者  
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 石打配水池流量計更新工事
- 2 工事場所 奈良市月ヶ瀬石打地内
- 3 工事期間 契約日から平成29年11月30日まで
- 4 工事概要 配水流量計の取替工事
  - (1) 機器撤去据付工
  - (2) 機器 電磁流量計一体型(フランジタイプ・検出器 口径80A・変換器)

5 予定価格 1,800千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 1,466千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月18日揭示済)

**奈良市企業局告示第55号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年7月18日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

**第1 入札に付する事項**

- 1 業務名 あやめ池配水塔撤去工事に伴う設計業務委託
- 2 業務場所 奈良市学園北二丁目地内
- 3 業務期間 契約日から平成30年1月31日まで
- 4 業務概要 配水塔の撤去工事に伴う設計業務 一式  
配水塔容量：500m<sup>3</sup>
- 5 予定価格 5,680千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 4,160千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年7月18日揭示済)

**消 防**

**奈良市消防局告示第1号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

平成29年7月11日

奈良市消防局長 藤村 正弘

対象物所在地 奈良市橋本町35番地

対象物名称 株式会社 白銅屋

命令を受けたもの 代表取締役 橋本 健治

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認めるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

**命令事項**

- 1 平成29年10月7日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。(消防法施行令第21条第1項第3号)

(平成29年7月11日揭示済)

**教 育 委 員 会**

奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則をここに公布

する。

平成29年7月6日

奈良市教育委員会  
教育長 中室 雄俊

**奈良市教育委員会規則第7号**

奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市いじめ防止基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体の推薦を受けた者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他教育委員会が適当と認めた者
- 3 委員の任期は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に規定する地方いじめ防止基本方針についての答申がなされた日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、いじめ防止生徒指導課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成29年7月6日から施行する。  
(平成29年7月6日揭示済)

#### 奈良市教育委員会告示第14号

平成29年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年7月6日

奈良市教育委員会  
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成29年7月11日(火)  
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第13号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の解嘱及び委嘱等について

議案第14号 教職員の人事について

議案第15号 奈良市公民館条例の一部改正について

議案第16号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

協議事項

「キャリア教育について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年7月6日揭示済)

#### 奈良市教育委員会告示第15号

平成29年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年7月20日

奈良市教育委員会  
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成29年8月9日(水)  
午後1時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟6階 正庁

3 会議に付すべき事案

議事

議案第17号 平成30年度使用奈良市立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について

議案第18号 平成30年度使用奈良市立高等学校教科用図

書の採択について

傍聴受付は、開催日の午後0時から午後0時50分までです。

受付場所は、奈良市役所 中央棟6階 エレベーターホールにて行います。

定員は100名で、定員を超える場合は抽選を行います。  
(平成29年7月20日揭示済)

### 農 業 委 員 会

#### 奈良市農業委員会告示第17号

奈良市農業委員会平成29年7月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成29年7月7日

奈良市農業委員会  
農地部会長 今 中 初 雄

1 日 時

平成29年7月14日(金) 午後1時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 奈良農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(6月専決処理分)

(5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について

(6) 知事許可について(6月許可分)

(平成29年7月7日揭示済)

#### 奈良市農業委員会告示第18号

平成29年奈良市農業委員会臨時総会を次のとおり招集します。

平成29年7月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 日 時

平成29年7月20日(木曜日) 午後1時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所北棟6階第22会議室

3 議 案

第1号 会長の選任について

第2号 副会長の選任について

第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

(平成29年7月13日揭示済)

#### 奈良市農業委員会告示第19号

平成29年7月20日に開催した平成29年奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会長に選任した。

平成29年7月20日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

奈良市中畑町401番地 巽 一孝

(平成29年7月20日揭示済)

---

**奈良市農業委員会告示第20号**

平成29年7月20日に開催した平成29年奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会副会長に選任した。

平成29年7月20日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

奈良市白毫寺町175番地 中田 武文

奈良市日笠町648番地 中尾 義永

(平成29年7月20日揭示済)